

# 土庄町農業委員会会議録

平成28年4月20日

## 出席委員

濱岡 重夫	佐竹 義光	木村 訓章	大原 泰
中黒 哲也	山下 正弘	青井 謙陽	森田 嗣洋
平林 紀芳	三宅 義明	佐伯 敏雄	木場 隆司
山本 昭雄	石井 正樹	須藤 利夫	濱中 紀仁
高田 正作	三井 弘一	藤田 忠義	榎木 通廣
末長 顕悟	石井 義數		

## 欠席委員

太田 義信	三村 康
-------	------

## 事務局

事務局長 川本 公義 主事 毛利 智基

開会時刻 10時00分

場所 土庄町役場 会議室

(議 長)

ただいまから、4月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

4月1日付けで事務局が変わりましたので、ご挨拶いただきたいと思います。

(事務局あいさつ、自己紹介)

本日は、付議事項として5議案がございます。

議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます。

佐伯委員、木場委員よろしく申し上げます。

議案第1号「農地の所有権移転承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書1、2ページ、審査書を基に説明。

農地法第3条第2項各号の要件に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第1号第1番について、末長委員からご説明をお願いします。

(末長委員)

議案第1号第1番については、譲渡人は島外で住んでおり、以前より譲受人が管理を行っていたため、この際に贈与するということだそうです。特に問題はないかと思えます。

(議 長)

末長委員より説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第1番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第1番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第1号第2番について、三井委員よりご説明をお願いします。

(三井委員)

議案第1号第2番について、譲渡人は島外に住んでおり、帰ってくる予定もないため売買に至ったようです。譲受人は以前から周辺農地を取得しておりますが、造成し、オリーブを植える予定だそうです。

(議 長)

三井委員からご説明していただきましたが、皆さんから質問はありますか。

(佐竹委員)

以前から譲受人は購入を進めていますが、現在オリーブを植えるための準備は始まっていますか。

(三井委員)

まだ動きはありません。

(議 長)

譲受人はこの地区以外でも農地の取得や利用権設定をしていますが、すべての農地を効率的に利用して耕作を行えるのか疑義があります。取得後、放置しているようでは農業委員会として無視できない状態ですので、一度事務局の方で譲受人が所有及び貸借している農地についてリストアップしてもらい、担当の委員に現場の確認をしていただきたいと思います。場合によっては、小委員会を開催し議論することもあり得ると思います。

(三井委員)

先ほど議長からお話しいただいたことは事務局から譲受人には説明しているのでしょうか。

(事務局)

はい。農地を取得又は利用権の設定をする場合、取得後すべての農地を効率的に利用して耕作を行えることは法的要件であることは譲受人の代理人を通じて伝えております。現時点では最近取得した農地を除いて所有する農地に耕作放棄地はないとの回答でしたので、議案に上げております。今回の地区についてもエリアを決めており、交渉できた農地から順次取得し、一体的に購入ができたなら形質変更を行い、オリーブを植える予定だと聞いております。

(山下委員)

最近取得している農地が多いため、計画書を提出させるのも一つの案かと思います。

(議長)

ほかに質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第2番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第2番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第1号第3番について、石井委員よりご説明をお願いします。

(石井委員)

議案第1号第3番について、譲渡人は高齢につき耕作ができない状態です。隣接地でいちごのハウスをしている譲受人との話がまとまり、今回売買に至ったようです。特に問題はないかと思えます。

(議 長)

石井委員よりご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第3番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第3番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第2号「農地の転用に伴う権利移動承認について」事務局から説明します。

(事務局) 議案書3～5ページ、審査書を基に説明。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

また、議案第2号第1番については、無断転用であり、申請者から始末書が提出されてい

ます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第2号第1番について、平林委員からご説明をお願いします。

(平林委員)

議案第2号第1番について、譲渡人は島外に住んでおり、申請地の北側に借家を持つ譲受人との間で話がまとまり今回の申請に至ったようです。目的は資材置場ということで、周りは農道などに囲まれており、周辺への影響もないかと思えます。特に問題はないかと思えます。

(議 長)

平林委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第2号第1番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第2号第1番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第3号「非農地証明願承認について」事務局から説明します。

(事務局) 議案書6～9ページ、審査書を基に説明。

土庄町非農地証明事務処理要領3(2)の許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第3号第1番について、藤田委員からご説明をお願いします。

(藤田委員)

議案第3号第1番について、申請地は完全に山林化しており、特に問題はないと思います。

(議 長)

藤田委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第3号第1番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第3号第1番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画承認について」事務局から説明します。

(事務局) 議案書10～13ページを基に説明。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

関連がありますので、議案第4号第1-1番及び第2-1番について、説明いたします。

この件は更新であり、現在水稻栽培をしております。問題ないかと思えます。

皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第4号第1-1番及び第2-1番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第4号第1-1番及び第2-1番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第4号第3-2番及び第6-5番について、本日欠席の太田委員に代わり事務局から説明します。

(事務局)

太田委員から状況を確認しております。議案第4号第3-2番及び第6-5番について、どちらも更新であり、現在も稲を耕作しておりますので、問題ないとのことです。

(議長)

事務局から説明しましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第4号第3-2番及び第6-5番について、原案のとおり承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第4号第3-2番及び第6-5番について、原案のとおり承認いただきました。続きまして、議案第4号第4-3番及び第5-4番について、須藤委員からご説明をお願いします。



(須藤委員)

議案第4号第4-3番について、借主は畜産を熱心にしており、飼料作物を耕作しております。更新ですので、問題ないかと思えます。

議案第4号第5-4番について、借主は野菜作りに一年中力を入れております。更新ですので、問題ないかと思えます。

(議長)

須藤委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第4号第4-3番及び第5-4番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第4号第4-3番及び第5-4番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第4号第7-6番から第7-23番については、議案第5号第1-1番と関連がありますので、併せて後ほど審議させていただきます。続きまして、議案第4号第8-24番について、佐竹委員からご説明をお願いします。

(佐竹委員)

議案第4号第8-24番について、借主は申請地の付近でオリーブを耕作しております。申請地では果物を植える予定とのことですので、問題ないかと思えます。

(議長)

佐竹委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第4号第8-24番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

議案第4号第8-24番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第4号第9-25番について、大原委員からご説明していただきます。

(大原委員)

議案第4号第9-25番について、この件は更新であり、現在も稲を栽培しておりますので問題ないかと思えます。

(議 長)

大原委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第4号第9-25番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第4号第9-25番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第5号「農用地利用配分計画承認について」事務局から説明します。

(事務局) 議案書14、15ページを基に説明。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第5号第1-1番について、議案第4号第7-6番から第7-23番と併せて木場委員からご説明させていただきます。

(木場委員)

議案第4号第7-6番から第7-23番及び議案第5号第1-1番は同じ件であり、農地中間管理機構を通して譲受人に使用貸借するものです。申請地周辺は耕作放棄地でありましたが、以前から会を立ち上げてみんなで協力して再生し、一部であんずを植えております。申請地にはまだ木の根が残った状態ですが、耕作放棄地再生事業を活用して耕作地にし、あんずやレモンを植える予定です。特に問題ないと思います。

(議長)

木場委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

(佐竹委員)

木が生えていたこともあり、岸が脆くなっているのでは。以前あった盛土をして喫茶店を建てる転用申請は、今回の申請地の近くではなかったか。大雨が降った時など危なくはないのか。

(木場委員)

はい。申請地の上の土地に転用許可が出ています。再生作業についても、土が痩せることを懸念して、除草剤の使用についても地元で協議しておりました。

(議長)

この土地は急傾斜に加えて、水を含むと滑りやすい土質をしています。再生作業にしても

そうですが、上の土地に盛土をして建物を建てるなら、大雨対策など十分注意のうえ、作業をしてもらうよう指導をお願いします。

ほかに質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第4号第7-6番から第7-23番及び議案第5号第1-1番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第4号第7-6番から第7-23番及び議案第5号第1-1番について、原案のとおりご承認いただきました。

本日の審議については以上ですが、事務局から協議・報告事項があります。

○ 来月の委員会について

開催日時 5月20日(金) 午後1時半～ 役場2階 会議室

(議 長)

協議・報告事項は、以上です。

皆様から何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日は長い時間ありがとうございました。

閉会時刻 11時04分

議事録署名人

議 長 濱岡 重夫

議事録署名人 佐伯 敏雄

議事録署名人 木場 隆司

